町戸倉

に、

兵庫県の区間	一般国道百五十三号のうち、飯田市鼎東鼎から同市上郷別府までの区間及び長野県上伊那郡飯島町本郷から駒ヶ根市赤穂までの区間
和三十る事務	一般国道三百六十一号のうち、長野県上伊那郡南箕輪村八千三百八番三から塩尻市大字奈良井までの区間

を

一般国道百五十三府までの区間及び赤穂までの区間

号のうち、飯田市鼎東鼎から同市上郷別長野県上伊那郡飯島町本郷から駒ヶ根市

に改める。

別表第四東北地方整備局の項青森営繕事務所の項を次のように改める。

盛岡営繕事務所	盛岡市	営繕工事（特に重要なものに係るものを除く。以下この表において同じ。）及び実地指導（国家機関の建築物のうち特に重要なものに係るものを除く。以下この表において同じ。）
	岩手県、青森県及び秋田県	

別表第四東北地方整備局の項中秋田営繕事務所の項を削る。

別表第四関東地方整備局の項常陸河川国道事務所の項中「常陸太田市」を「水戸市」に改める。

別表第四関東地方整備局の項利根川上流河川事務所の項中「埼玉県北葛飾郡栗橋町」を「久喜市」に改める。

別表第四関東地方整備局の項国営昭和記念公園事務所の項中

国営昭和記念公園及び国営東京臨海広域防災公園	整備及び維持その他の管理

を

国営昭和記念公園及び国営東京臨海広域防災公園	整備及び維持その他の管理
国営武蔵丘陵森林公園	維持その他の管理

に改める。

別表第四関東地方整備局の項中国営武蔵丘陵森林公園管理所の項を削る。

別表第四北陸地方整備局の項羽越河川国道事務所の項中

一般国道七号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道百十三号	改築工事

を

一般国道七号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道百十三号	改築工事

に改める。

別表第四中部地方整備局の項庄内川河川事務所の項中「（小里川ダム管理所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四中部地方整備局の項紀勢国道事務所の項中「尾鷲勢和線」を「尾鷲多気線」に改める。

別表第四中部地方整備局の項飯田国道事務所の項中一般国道三百六十一号の項を削る。

別表第四中部地方整備局の項中小里川ダム管理所の項を削る。

別表第四近畿地方整備局の項姫路河川国道事務所の項中

一般国道二号及び二十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
中国横断自動車道姫路鳥取線	改築工事

を

一般国道二号及び二十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
中国横断自動車道姫路鳥取線	改築工事

に改める。

別表第四近畿地方整備局の項中阪神国道事務所の項を削る。

別表第四中国地方整備局の項三次河川国道事務所の項中

中国横断自動車道尾道松江線	新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理

を

中国横断自動車道尾道松江線	新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理
国営備北丘陵公園	整備及び維持その他の管理

に改める。

別表第四中国地方整備局の項山口河川国道事務所の項中

佐波川	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	砂防工事

を

佐波川	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
防府山系	砂防工事

に改める。

別表第四中国地方整備局の項中国営備北丘陵公園事務所の項及び山口営繕事務所の項を削る。

別表第四四国地方整備局の項香川河川国道事務所の項中

一般国道十一号、三十号、三十二号及び三百十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
国営讃岐まんのう公園	整備及び維持その他の管理

を

一般国道十一号、三十号、三十二号及び三百十九号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

に改める。

別表第四四国地方整備局の項中国営讃岐まんのう公園事務所の項を削る。

別表第四九州地方整備局の項武雄河川事務所の項中「（厳木ダム管理所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四九州地方整備局の項中厳木ダム管理所の項及び長崎営繕事務所の項を削る。

別表第五九州地方整備局の項中「、前原市」を削り、「みやま市」の下に「、糸島市」を加え、「、糸島郡」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、入札契約監察官、監察官及び監査官それぞれ」を「一人、入札契約監察官一人、監察官二人及び監査官」に改める。

第八条第一項中「事業振興部」の次に「に、調整官二人を」を加える。

第二十三条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第二十九条の見出し中「事業調整推進官及び」を削り、同条第一項中「事業調整推進官及び開発企画官それぞれ」を「開発企画官」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。